

別表3 (給付請求の添付書類)

共 済 事 由	添 付 書 類 の 内 容	
結 婚	・婚姻届受理証明書(写) 等の婚姻日が確認できるもの	
出 生	・母子手帳の出生届出済証明(写) 等の出生と会員との続柄が確認できるもの	
就 学	・入学通知書(写) ・在学証明書(写) のどちらか就学が確認できるもの	
銀 婚	・戸籍等記載事項証明書(写)の夫婦名と婚姻日が確認できるもの	
入 院	・支払領収書(写) ・入院(退院)証明書(写) 等のいずれか入院期間が確認できるもの	
住 宅 災 害	・全労済協会所定の「住宅災害等 保険金請求書」 ※住宅の延面積を請求書の余白に記載 ・関係官署の罹災証明(写) ・修理業者による見積書(写) ※対象者の氏名、建物の所在地、損害原因が記載 ・損害箇所(修理前の状態)の写真	
重度障害 後遺障害	疾 病	・全労済協会所定の「本人死亡・後遺障害 保険金請求書」 ・後遺障害診断書(労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書)(写)
	不慮の事故	・全労済協会所定の「本人死亡・後遺障害 保険金請求書」 ・後遺障害診断書(労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書)(写) ・不慮の事故である証明書(写)
	交 通 事 故	・全労済協会所定の「本人死亡・後遺障害 保険金請求書」 ・後遺障害診断書(労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書)(写) ・交通事故である証明書(写)
会員の死亡	疾 病	・全労済協会所定の「本人死亡・後遺障害 保険金請求書」 ・死亡診断書、死体検案書等死亡日、死因の記載のある書類(写) ・会員と保険金受取人の関係(生計維持関係を含む。)を証明するもの
	不慮の事故	・全労済協会所定の「本人死亡・後遺障害 保険金請求書」 ・死亡診断書、死体検案書等死亡日、死因の記載のある書類(写) ・不慮の事故である証明書(写) ・会員と保険金受取人の関係(生計維持関係を含む。)を証明するもの
	交 通 事 故	・全労済協会所定の「本人死亡・後遺障害 保険金請求書」 ・死亡診断書、死体検案書等死亡日、死因の記載のある書類(写) ・交通事故である証明書(写) ・会員と保険金受取人の関係(生計維持関係を含む。)を証明するもの
家族の死亡	・戸籍等記載事項証明書(写) 等の会員との続柄が記載され、死亡日が確認できるもの	
住宅災害による同居親族の死亡	・全労済協会所定の「保険金請求書兼証明書」 ・会員の世帯全部の住民票(写)および死亡者の住民票除票(写) ※会員との同居関係および会員との続柄が確認できるもの ・死亡診断書、死体検案書等(写) ※死亡日、死因が確認できる書類	

(注) 添付書類の各証明書は、事由発生後、かつ申請時から3か月以内の発行のものとする。(母子手帳の出生届出済証明は除く)
(写)とあるものは、写しても可。